

議案第 66 号

守谷市防災会議条例の一部を改正する条例

守谷市防災会議条例（昭和 39 年守谷町条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中第 10 号を第 11 号とし、第 2 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- （2）守谷市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 28 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第66号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市防災会議委員に任命する陸上自衛官の任命要件を明確にするため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市防災会議条例新旧対照表

改 正	現 行
(会長及び委員) 第3条 (略) 2から4まで (略) 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) (略) (2) 守谷市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) 6から8まで (略)	(会長及び委員) 第3条 (略) 2から4まで (略) 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) (略) (新設) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) 6から8まで (略)